

※「耐震等級 3」の場合は、別の様式（別記様式 1）をご使用ください。

## 「くまもと型復興住宅」（耐震等級 3 相当）確認書

今回建設した住宅について、以下の事項を確認し、「くまもと型復興住宅」であることを確認しています。

平成 年 月 日

## ■確認した者（地域住宅生産者グループの工務店等に所属する建築士）

【資格】（ ）建築士 （ ）登録 第 \_\_\_\_\_ 号

【氏名】 \_\_\_\_\_ 印

【所属する会社等名】 \_\_\_\_\_

【所属する地域住宅生産者グループ】

シート No（ ）名称： \_\_\_\_\_

■建築場所： \_\_\_\_\_

■建築主名： \_\_\_\_\_

■構造・規模： \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 平家建て \_\_\_\_\_ 延べ面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

■確認済証交付年月日 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

■添付図書  確認済証(都市計画区域、準都市計画区域又は確認区域内の場合)  
 平面図、立面図、床伏図(上記以外の区域の場合)

- 熊本の気候・風土等地域特性に配慮した住宅
- 熊本県産の木材など地域材を使用した住宅
- 被災者の住宅再建を考慮した良質でコスト低減に配慮した住宅
- 県内に本社を置く住宅事業者、大工・工務店が建設する住宅
- 耐震等級 3 相当の地震に強い住宅
- 平家建てであること
- 延べ面積 200 m<sup>2</sup>以下であること
- スパンは 4.55m 以下であること
- 建築基準法で想定する地震力の 1.5 倍以上の耐力壁量（筋違い壁等）を有ること
- 構造耐力上主要な柱の下には土台を設け、土台は基礎に緊結すること
- 「2015 年版木造住宅のための住宅性能表示（(公財) 日本住宅・木材技術センター発行）」の「構造編 構造の安定に関する基準解説書」（以下「木造住宅性能表示構造編」という。）第 2 章第 4 項～第 6 項）により、接合部、基礎及び横架材について、耐震等級 3 に関する確認が行われたものであること(裏面参照)
- 屋根構面は 5 寸勾配以下とし、構造用合板 9mm 以上又は構造用パネル 1・2・3 級、垂木@500 以下転ばし、N50@150 以下とすること。ただし、木造住宅性能表示構造編第 2 章第 3 項により、屋根構面の床倍率について、耐震等級 3 に関する確認が行われた場合はこの限りでない。

※該当箇所をチェックの上、ご提出ください。

裏面に続く

## 「木造住宅性能表示構造編」による接合部、基礎及び横架材の耐震等級3に関する確認

(1) 接合部(2)基礎(3)横架材について次のとおり確認を行いました。

【資格】( ) 建築士 ( ) 登録 第 \_\_\_\_\_ 号

【氏名】 \_\_\_\_\_ 印

### (1)「木造住宅性能表示構造編」第 2 章解説編の「4接合部のチェック」(P117～P126)

- 筋かい端部の接合部について次のチェックをしました。
  - ・ 建築基準法の告示に基づく仕様のチェック (P118)
- 柱脚・柱頭の接合部について次のチェックをしました。
  - ・ 建築基準法の告示に基づく仕様のチェック (P120)
- 胴差と通し柱の接合部について次のチェックをしました。
  - ・ 表 17 の仕様となっているかのチェック (P122)
- 床・屋根の外周の横架材の接合部倍率について次のチェックをしました。
  - ・ 表 18 の仕様となっているかどうかのチェック (P124)
  - ※耐震等級 3 相当の場合、継手・仕口の仕様は「J1」で可  
J1：(腰掛け蟻若しくは大入れ蟻掛け) + (羽子板ボルト若しくは短冊金物)

### (2)「木造住宅性能表示構造編」第 2 章解説編の「5基礎のチェック」(P129)

- 「木造軸組工法住宅の横架材及び基礎のスパン表 (増補版) ((財)日本住宅・木材技術センター発行)」(以下「スパン表」という。)により適切であることを確認しました。

### (3)「木造住宅性能表示構造編」第 2 章解説編の「6横架材のチェック」(P133)

- 根太 すべて 45 × 45 以上であることを確認しました。
- たるき すべて 45 × 45 以上であることを確認しました。
- もや・むな木 すべて 90 × 90 以上であることを確認しました。
- 小屋ばり スパン表 (基準寸法 910mm 超の場合は 1000mm のスパン表) により適切であることを確認しました。

※該当箇所にチェックの上、ご提出ください。

■